点」とあるのは「210点」とする。

6　旧算定方法別表第一区分番号Ａ３００の注３及び注４の規定については、平成30年３月31日においてこれらの規定に基づく届出を行っている保険医療機関については、平成31年３月31日までの間に限り、なお従前の例による。

7　第２章第２部第２節第１款の通則１及び２の規定にかかわらず、平成32年３月31日までの間に限り、区分番号Ｃ１０６に掲げる在宅自己導尿指導管理料及び区分番号Ｃ１１９に掲げる在宅経肛門的自己洗腸指導管理料を算定すべき指導管理を同一患者につき行った場合は、それぞれ月１回に限り所定点数を算定する。

8　第２章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成32年３月31日までの間に限り、算定できるものとする。

イ　区分番号Ｄ００６の２に掲げるトロンボテスト

ロ　区分番号Ｄ００６－３の２に掲げるｍＲＮＡ定量（１以外のもの）

ハ　区分番号Ｄ００７の９に掲げるムコ蛋白

ニ　区分番号Ｄ００７の24に掲げる膵分泌性トリプシンインヒビター（ＰＳＴＩ）

ホ　区分番号Ｄ００９の６に掲げる前立腺酸ホスファターゼ抗原（ＰＡＰ）

9　第２章の規定にかかわらず、区分番号Ｈ００１の注４の後段及び注５、Ｈ００１－２の注４の後段及び注５並びにＨ００２の注４の後段及び注５に規定する診療料は、平成31年３月31日までの間に限り、算定できるものとする。

別表第二

歯科診療報酬点数表

［目次］

第１章　基本診療料
第１部　初・再診料
第１節　初診料
第２節　再診料
第２部　入院料等
第１節　入院基本料
第２節　入院基本料等加算
第３節　特定入院料
第４節　短期滞在手術等基本料
第２章　特掲診療料
第１部　医学管理等
第２部　在宅医療
第３部　検査
第１節　検査料
第２節　薬剤料
第４部　画像診断
第１節　診断料
第２節　撮影料
第３節　基本的エックス線診断料
第４節　フィルム及び造影剤料
第５部　投薬
第１節　調剤料
第２節　処方料
第３節　薬剤料
第４節　特定保険医療材料料
第５節　処方箋料
第６節　調剤技術基本料
第６部　注射
第１節　注射料
第１款　注射実施料
第２款　無菌製剤処理料
第２節　薬剤料
第３節　特定保険医療材料料
第７部　リハビリテーション
第１節　リハビリテーション料
第２節　薬剤料
第８部　処置
第１節　処置料
第２節　処置医療機器等加算
第３節　特定薬剤料
第４節　特定保険医療材料料
第９部　手術
第１節　手術料
第２節　輸血料
第３節　手術医療機器等加算
第４節　薬剤料